

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令 新旧対照条文（抜粋）

○旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（新規登録の添付書類） 第一条の三 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。 一・二 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のものの提供を受ける場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号口からホまでに掲げるものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号以外のものを利用する場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第一項第一号及び第二号口からホまでに掲げるものとする。</p>	<p>（新規登録の添付書類） 第一条の三 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。 一・二 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。次項及び次条において同じ。）から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号口からホまでに掲げるものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第三十条の八第一項の規定により当該申請者に係る本人確認情報を利用する場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第一項第一号及び第二号口からホまでに掲げるものとする。</p>

(更新登録の添付書類)

第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの提供を受ける場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち個人番号以外のものを利用する場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

(登録の申請)

第三十四条 法第十二条の十二(法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)

3 前項第二号イの規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該登録を申請しようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの提供を受けるときは、前項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

(更新登録の添付書類)

第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第三十条の八第一項の規定により当該申請者に係る本人確認情報を利用する場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

(登録の申請)

第三十四条 法第十二条の十二(法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)

3 前項第二号イの規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関)から当該登録を申請しようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、前項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

改正案	現行
<p>（新規登録の添付書類） 第一条の三 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供を受ける場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号口からホまでに掲げるものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第一項第一号及び第二号口からホまでに掲げるものとする。</p> <p>（更新登録の添付書類） 第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（新規登録の添付書類） 第一条の三 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のものの提供を受ける場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号口からホまでに掲げるものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号以外のものを利用する場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第一項第一号及び第二号口からホまでに掲げるものとする。</p> <p>（更新登録の添付書類） 第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>

2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

（登録の申請）

第三十四条 法第十二条の十二（法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一～三 （略）

2 （略）

3 前項第二号イの規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該登録を申請しようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受けるときは、前項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの提供を受ける場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち個人番号以外のものを利用する場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

（登録の申請）

第三十四条 法第十二条の十二（法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一～三 （略）

2 （略）

3 前項第二号イの規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該登録を申請しようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のものの提供を受けるときは、前項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

○国土交通省令第八十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月九日

国土交通大臣 石井 啓一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一条の第三項及び第三項、第一条の四第二項及び第三項並びに第三十四条第三項の規定の適用については、同令第一条の第三第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「の利用」と、同令第一条の四第二項及び第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同項中「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「の利用」と、第三十四条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」とする。